

# 東京都の退職管理制度 について

(平成29年12月改訂)

# 退職管理の取組のポイント

## 1 元職員による働きかけの禁止

(地方公務員法第38条の2・退職管理条例第2条等)

- 再就職した元職員は、職員\*に対して、職務上の行為をする(しない)ように、要求又は依頼をしてはいけません。

## 2 利害関係企業等への求職活動の規制

(退職管理条例第3・4・5条)

- 管理職は、退職時の職務に関係のある利害関係企業等に対し、求職活動をしてはいけません。
- 退職後も2年間、求職活動の自粛が求められます。

## 3 営利企業等への人材情報提供・ 適材推薦団体への職員の推薦

(退職管理条例第6条)

- 営利企業等から求人の申込みがあった場合、求人内容と合致する職員の人材情報を提供します。
- 都政の一体的、効率的かつ効果的な運営を行うため、適材として職員を推薦することが必要と認められる団体に対して、職員(元職員)を推薦します。

## 4 再就職情報の届出義務及び公表

(退職管理条例 第7条・第8条)

- 再就職が決まった職員(元職員)は、再就職情報を届け出る必要があります。また、再就職情報を毎年一回、公表します。

\*「職員」

一般職の地方公務員をいいます。ただし、臨時的に任用された職員、条件付採用期間中の職員及び非常勤職員は除きます。

# 目 次

## <再就職に係る規制>

- 1. 元職員による働きかけの禁止 . . . . . 2
- 2. 利害関係企業等への求職活動規制 . . . . . 4
- 3. 規制違反に対する罰則 . . . . . 6

## <再就職に係る手続>

- 4. 再就職の意向の届出 . . . . . 8
- 5. 営利企業等への人材情報提供 . . . . . 9
- 6. 適材推薦団体への職員の推薦 . . . . . 10
- 7. 個人による求職活動の承認 . . . . . 10
- 8. 再就職情報の届出・公表 . . . . . 11
- (参考1) 東京都職員人材バンク . . . . . 13
- (参考2) 東京都退職管理委員会 . . . . . 13
- (参考3) 退職管理条例・規則及び様式 . . . . . 14

# <再就職に係る規制>

# 1. 元職員による働きかけの禁止



営利企業等に再就職した元職員が、職員に対して、職務上の行為をする（しない）ように要求又は依頼することは禁止されます。

## 働きかけの禁止

対象: 管理職 一般職



元職員



職員

- 退職後に営利企業等\*1に再就職した元職員は、退職前5年間に在職していた執行機関の組織等の職員に対して、当該営利企業等又はその子法人と都との間の契約等事務\*2について、退職後2年間、退職前5年間の職務上の行為をする（しない）ように、要求又は依頼すること（＝働きかけ）が禁止されます。
  - 職層によって、規制される働きかけの対象範囲や規制期間が異なります。
  - 規制に違反した元職員は、**刑罰**又は**過料**が科せられます。また、元職員から働きかけを受けた職員は、人事委員会にその旨を届け出なければなりません。（届け出なかった場合、**懲戒処分**の対象となります。）
- ※ 元職員から働きかけを受けた職員は、人事委員会事務局任用公平部総務課に「再就職者から依頼等を受けた場合の届出書」により届出を行ってください。

## 働きかけ禁止のパターン

対象者	規制内容	規制期間
全ての再就職者	退職前5年間の職務に関する働きかけ	退職後2年間
	在職中に自らが決定した*3契約・処分に関する現職職員への働きかけ	期間の定めなし
局長級職員であった者	退職前5年より前に、局長級職員として関与した職務に関する働きかけ	退職後2年間
部課長級職員であった者	退職前5年より前に、部課長級職員として関与した職務に関する働きかけ	退職後2年間

- \*1 「営利企業等」  
営利企業及び営利企業以外の法人（国、国際機関、地方公共団体、独立行政法人通則法第2条第4項に規定する行政執行法人及び特定地方独立行政法人を除く。）をいいます。
- \*2 「契約等事務」  
①再就職者が在籍している営利企業等又はその子法人と都との間で締結される契約  
②当該営利企業等やその子法人に対する処分に関する事務 をいいます。
- \*3 「自らが決定した」  
最終決裁権者となった場合をいいます。

## 働きかけ規制違反に対する人事委員会による監視体制を整備します。

### 人事委員会の監視

対象: 管理職 一般職

- 働きかけ規制に違反する行為を行った疑いがある場合は、任命権者が調査を実施します。
- 人事委員会は、任命権者が行う調査が公正に行われるよう、開始から終了まで監視します。

項目	内容
任命権者の報告（通知）義務	任命権者は、違反行為の疑いを把握したとき、違反行為に関して調査を開始するとき及び当該調査が終了したときは、人事委員会に報告（通知）しなければなりません。
調査の要求	人事委員会は、違反行為があると思料するときは、任命権者に対して、調査を行うよう求めることができます。
調査経過の報告要求・意見陳述	人事委員会は、任命権者が行う調査の経過について、報告を求め又は意見を述べるすることができます。

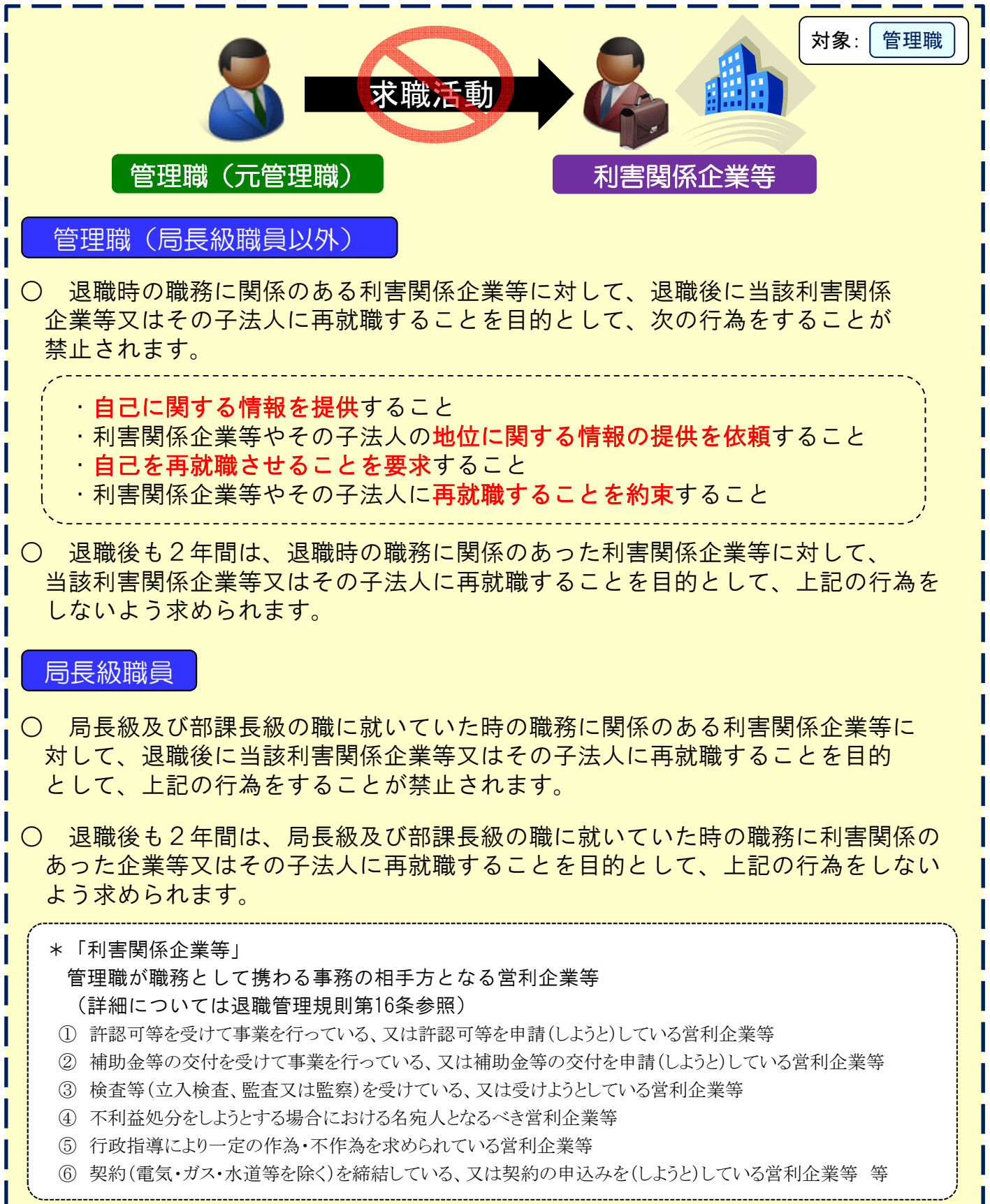
### 働きかけ規制が適用除外となる場合

No.	適用除外の類型
1	試験、検査、検定その他の行政上の事務であって、法律の規定に基づく行政庁による指定若しくは登録その他の処分を受けた者が行う当該指定等に係るものを遂行するために必要な場合
2	行政庁から委託を受けた者が行う当該委託に係るものを遂行するために必要な場合
3	地方公共団体又は国の事務・事業と密接な関連を有する業務を行うために必要な場合（具体的には、退職管理規則第9条に定める法人が行う業務となります）
4	行政庁に対する権利・義務を定めている法令又は地方公共団体との間で締結された契約に基づき、①権利を行使し義務を履行する場合、②行政庁の処分により課された義務を履行する場合、③法令違反の事実の是正のための処分がなされていないと思料するときに処分を求める場合
5	行政庁に対し許認可等を求める申請を行う場合
6	行政庁に対し届出を行う場合
7	一般競争入札又はせり売りの手続に従い、売買、貸借、請負その他の契約を締結するために必要な場合
8	法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報の提供を求める場合（公開予定の情報を予定日より前に提供するよう求める場合を除く）
9	公務の公正性の確保に支障が生じない場合において、任命権者の承認を得て、再就職者が当該承認に係る契約等事務に関して、働きかけを行う場合（働きかけに係る職務上の行為が電気、ガス又は水道水の供給その他職員の裁量の余地が少ない職務に関するものであると任命権者が認める場合に限り）

## 2. 利害関係企業等への求職活動規制

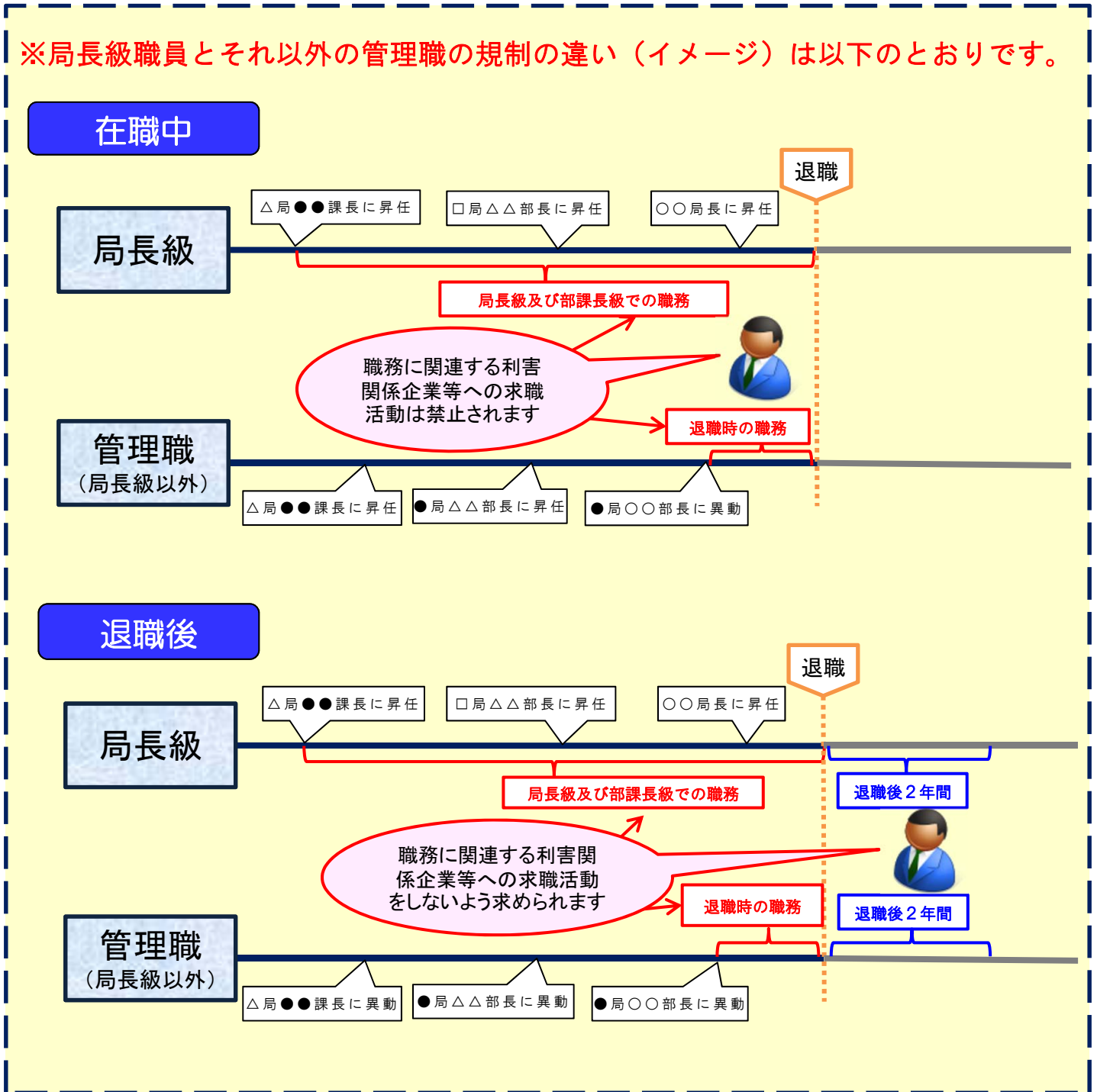


管理職が職務に関係のある利害関係企業等\*に対して求職活動を行うことは、条例により規制されます。



※ 求職活動に限らず、都民の信頼を損ねるおそれがないよう、管理職・一般職ともに「利害関係者との接触に関する指針」を遵守する必要があります。

※局長級職員とそれ以外の管理職の規制の違い（イメージ）は以下のとおりです。



### 利害関係企業等への求職活動規制が適用除外となる場合

- ① 派遣法\*第10条第2項に規定する退職派遣者となる予定の職員が、派遣予定の法人に対して行う場合等
- ② 在職する執行機関の組織等の意思決定の権限を実質的に有しない職に就いている職員が行う場合（管理職以外の者。詳細は退職管理運営規則第3条参照）
- ③ 公務の公正性の確保に支障が生じないとして、任命権者から承認を得た職員が当該承認に係る利害関係企業等に対して行う場合⇒「7. 個人による求職活動の承認」参照
- ④ 退職管理条例第6条第2項により、任命権者によって営利企業等へ人材情報が提供された場合

\* 公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律



# 3. 規制違反に対する罰則

対象: 管理職 一般職

	規制違反の内容	罰 則
元職員による 働きかけ	元職員が現職職員に対して、働きかけをした場合 (不正な行為をするよう働きかけた場合を除く。)	10万円以下の過料
	元職員が現職職員に対して、 <u>不正な行為</u> をするように働きかけた場合	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金
	職員が元職員の働きかけに応じて <u>不正な行為</u> を行った場合	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金
	職員が元職員から働きかけを受けた事実を人事委員会へ届け出なかった場合	懲戒処分の対象
あつせん 再就職	職員が <u>不正な行為</u> をすること等の見返りとして、営利企業等に対して他の職員又は元職員を当該営利企業等の地位に就かせることを要求・依頼した場合	3年以下の懲役
求職活動	職員が <u>不正な行為</u> をすること等の見返りとして、営利企業等に対して、自身が当該営利企業の地位に就くことを要求し、又は約束した場合	3年以下の懲役
の再就職 届出	元職員（管理職）が再就職情報の届出義務に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした場合	10万円以下の過料

※ 在職中の職員が規制に違反した場合は、上記罰則のほか、懲戒処分の対象となります。

# <再就職に係る手続>

## 4. 再就職の意向の届出



都を退職後に再就職する意向のある職員は、あらかじめ任命権者に届出が必要です。

### 再就職意向の届出

対象: 管理職 一般職

#### ① 年度末に定年退職等する場合

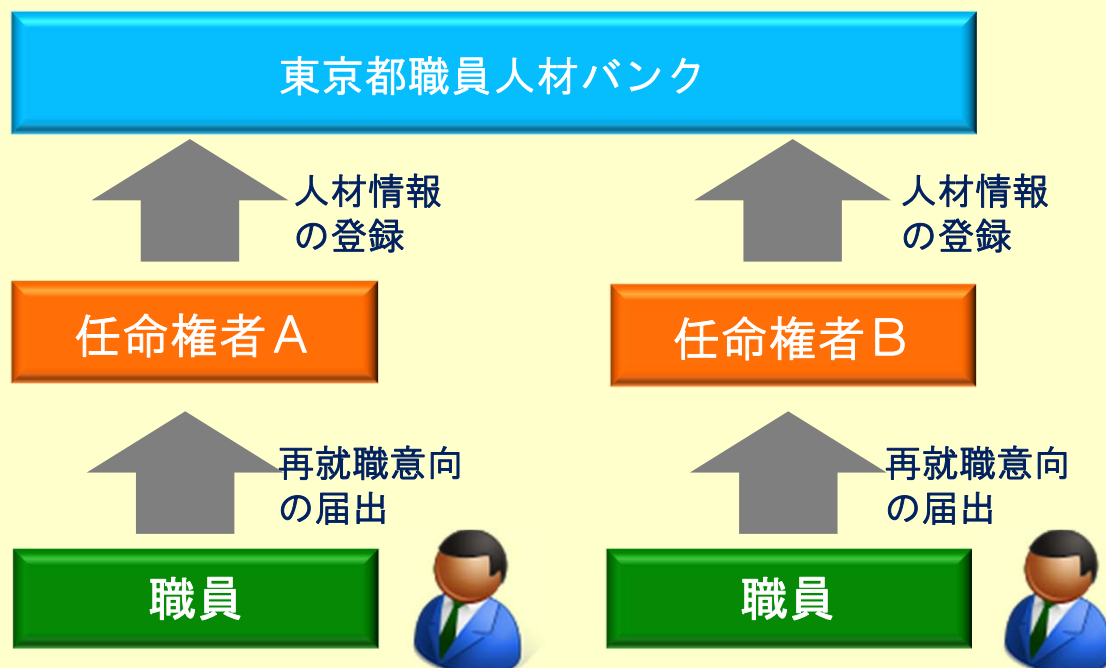
- 例年秋に実施する再任用職員採用選考への申込み等と同時期に、所属長に再就職意向の届出をしてください。
- 再任用職員採用選考への申込みと再就職意向の届出の両方を行っても構いません。

※ 詳細は別途、再任用職員採用選考の時期等にお知らせします。


#### ② 上記以外の時期に退職する場合

- 退職する日の概ね1ヶ月前までに、所属長に再就職意向の届出をするようにしてください。
- 管理職の場合、利害関係企業等への求職活動規制に係る承認手続きが必要なことから、退職する日の概ね2ヶ月前までに再就職意向の届出をするようにしてください。

※ ただし、「8. 再就職情報の届出・公表」の適用除外となる場合に該当する方は、届出は不要です。

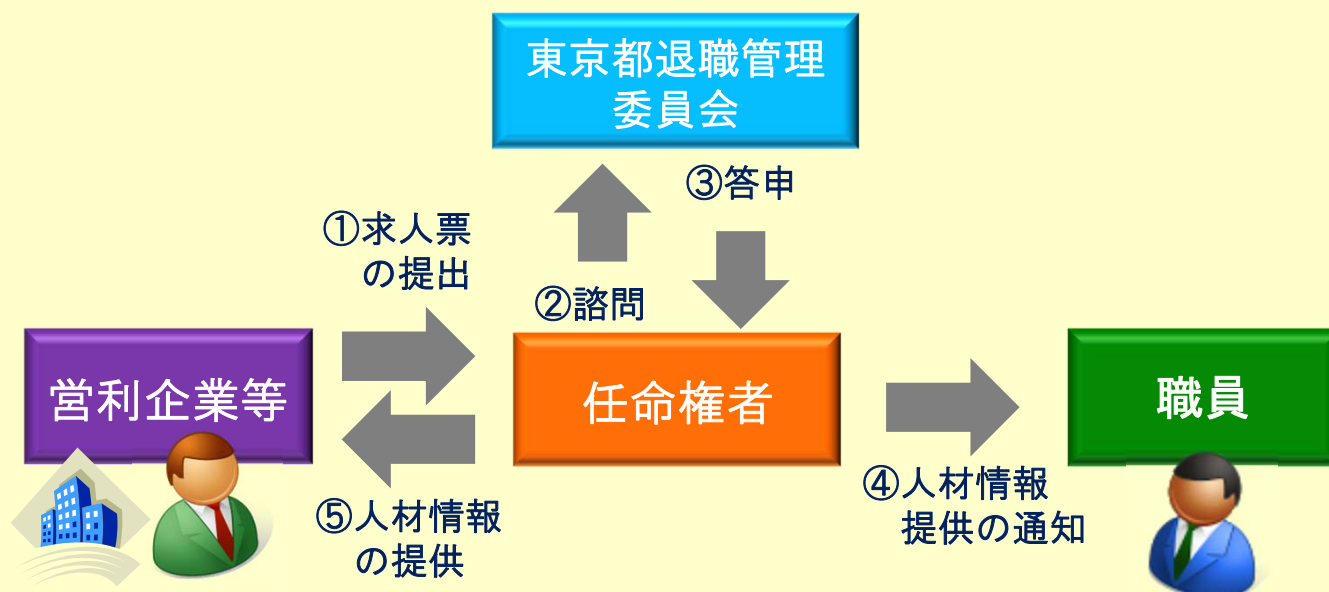


# 5. 営利企業等への人材情報提供

 営利企業等から求人の申込みがあった場合に、求人内容に合致する職員の人材情報を営利企業等に提供します。

対象： 管理職

- 人材情報の提供にあたり、外部有識者で構成される東京都退職管理委員会にその適否を諮問します。



## 求人受付

- 職員の再就職を希望する営利企業等は、総務局人事部又は各局人事担当部門に「求人申込書兼誓約書」を、原則として下表の期間内に提出していただくことになります。

求人時期	提出期限
春期退職予定者の情報提供を希望する場合	前年12月末まで
夏期退職予定者の情報提供を希望する場合	当年3月末まで

## 提供する情報

氏名 職名 職歴 資格・免許 等

## 6. 適材推薦団体への職員の推薦



都政の一体的、効率的かつ効果的な運営を行うため、適材として職員（元職員）を推薦することが必要と認められる団体に対して、職員（元職員）を推薦します。

対象： 管理職

- 都から適切な人材として職員（元職員）を推薦する必要がある団体を、東京都退職管理委員会に諮問した上で「適材推薦団体」としてあらかじめ選定します。（具体的な団体名は、退職管理運営規則第7条参照）
- 適材推薦団体に対して、任命権者が人事情報を把握した上で職員（元職員）を推薦します。



## 7. 個人による求職活動の承認



職員が個人で求職活動を行おうとする場合、あらかじめ任命権者に承認申請を行う必要があります。

対象： 管理職

- これは「2. 利害関係企業等への求職活動規制」の適用除外③に係る手続です。求職活動を行おうとする場合、「求職活動承認申請書」を提出してください。
- 求職活動の承認申請を受けた任命権者は、東京都退職管理委員会へ諮問を行い、その答申を得た上で、公務の公正性の確保に支障が生じないと認められる場合に承認を行います。
- 承認を得た職員は、当該承認に係る利害関係企業等への求職活動を行うことが可能となります。



# 8. 再就職情報の届出・公表



在職中に再就職が決まった職員又は退職後に再就職した元職員は、再就職情報の届出が必要です。

## 届出が必要な場合

対象: 管理職 一般職

### ① 在職中

- 営利企業に再就職することを約束した場合
- 営利企業以外の法人その他の団体\*に再就職することを約束した場合  
(報酬を得る場合のみ)

### ② 退職後の元職員

- 退職後2年の間に、営利企業に再就職した場合
- 退職後2年の間に、営利企業以外の法人その他の団体\*に再就職した場合  
(報酬を得る場合のみ)

※ 再就職情報の届出と合わせて、「1. 元職員による働きかけの禁止」を遵守する旨誓約していただくことになります。

\*「その他の団体」

国、国際機関、地方公共団体、行政執行法人及び特定地方独立行政法人をいいます。

## 適用除外となる場合

- 引き続き派遣法に定める退職派遣者となる予定の者  
(引き続き派遣法に定める退職派遣者となった者)
- 実質的に行政上の権限を行使しない(しなかった)者
- 届出がなされないことにより公務の公正性の確保に支障が生じない者

### 【具体的な届出対象】

(例) 行政職給料表適用職員の場合

				届出の有無
管 理 職				○
一 般 職 員	行政職給料表 (一) 適用職員	定年・勸奨退職		○
		その他の退職	勤続20年以上	○
	" 20年未満		×	
	行政職給料表(二) 適用職員			

※ 具体的に届出対象外となる職員については、退職管理規則第19条及び退職管理運営規則第8条参照

## 8. 再就職情報の届出・公表(続き)

### 届出が不要な場合

対象:  管理職  一般職

- 都を退職後、再任用職員・非常勤職員など、再び都に採用される場合  
(特別職となる場合を含む)
- 日々雇い入れられる者となる場合
- 営利企業以外の法人その他の団体に再就職した場合であって、1年間の報酬がいわゆる所得税非課税限度額に相当する額の範囲内である場合

### 届出方法

- 在職中に再就職することを約束した場合には所属長に、退職後に再就職した場合には退職時の所属局の人事担当に、「再就職状況届出書」を提出してください。

### 罰則

- 届出をせず、又は虚偽の届出をした場合、**10万円以下の過料**が課せられます。  
(元管理職のみが対象)



**職員の再就職情報を、毎年度一回、公表します。**

対象:  管理職  一般職

- 各任命権者は、職員(元職員)から届出を受けた再就職情報を毎年度一回、知事に報告します。
- 知事は、各任命権者からの報告をとりまとめ、公表します。

### 公表事項

氏名

離職時の所属  
及び職

離職日

再就職先の名称  
及び役職

再就職日

※ 一般職については、氏名を公表対象外とします。

## (参考1) 東京都職員人材バンク

- 職員の再就職を適正に管理するため、東京都職員人材バンクを設置し、次の事務を行います。

### 人材バンクで一元管理する事務

- 利害関係企業等への求職活動の承認
- 任命権者による適材推薦団体への推薦
- 営利企業等からの求人の申込みの受付及び任命権者による人材情報の提供
- 任命権者への再就職情報の届出
- その他退職管理の適正確保に関する事務

## (参考2) 東京都退職管理委員会

- 職員の再就職の公正性の確保のため、知事の附属機関として、外部有識者で構成される、東京都退職管理委員会を設置します。
- 任命権者は、次に掲げる事項を行う場合、あらかじめ退職管理委員会への諮問が必要となります。

### 諮問事項

- 利害関係企業等への求職活動の承認
- 適材推薦団体の選定
- 営利企業等からの求めに応じた人材情報の提供
- (働きかけ規制の適用が除外される場合として)「地方公共団体又は国の事務又は事業と密接な関連を有する業務として人事委員会規則に定めるもの」に係る人事委員会に対する申請



# (参考3) 退職管理条例・規則及び様式

## 条例及び規則等

- 東京都職員の退職管理に関する条例（平成27年東京都条例第127号）  
（本資料において「退職管理条例」という）
- 東京都職員の退職管理に関する規則（平成28年東京都人事委員会規則第12号）  
（本資料において「退職管理規則」という）
- 東京都職員の退職管理の運営等に関する規則（平成28年東京都規則73号）  
（本資料において「退職管理運営規則」という）
- （参考）地方公務員法（昭和25年法律第261号） ※退職管理関係抜粋

## 各種様式

- 「再就職者から依頼等を受けた場合の届出書」
- 「再就職状況届出書」
- 「求職活動承認申請書」
- 「求人申込書兼誓約書」
- （参考例）「再就職意向の届出について」

問い合わせ先：東京都総務局人事部人事課  
又は各局人事担当部署  
電話番号：03-5388-2373  
（総務局人事部人事課）

※ 再就職者から依頼等を受けた場合の届出及び人事委員会による監視については、人事委員会事務局任用公平部総務課（電話番号03-5320-6932）へお問い合わせください。